

報道関係者各位

海区漁場計画（素案）についての意見募集について

山形県では、令和5年度に漁業権の免許を行うため、漁業法（昭和24年法律第267号）第62条に基づく海区漁場計画の作成を予定しており、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、同法第64条第1項の規定により、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならないこととされております。

つきましては、海区漁場計画（素案）に関する県民の皆さんの御意見を募集しますので、県民への周知について御協力をよろしくお願いいたします。

記

**1 意見募集の期間**

令和4年8月23日（火）から令和4年9月20日（火）まで

**2 意見の提出方法及び宛先等**

(1) 郵送 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県農林水産部水産振興課 水産行政担当

(2) ファックス ファックス番号 023-630-3257

(3) 電子メール 以下のアドレス中の当ページの末尾にある「お問い合わせフォーム」からお送りください。

県パブリック・コメントのアドレス

<https://www.pref.yamagata.jp/kensei/joho/kocho/publiccomment/boshuuchuu.html>

**3 その他**

(1) 御意見をいただく様式は、任意のものとしませんが、必ず住所、氏名及び連絡先（電話番号）を明記してください。（御意見の内容以外は公表しません）

(2) 利害関係人として意見する場合は、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第22条第2項の規定により当該事案の利害関係人であることを疎明していただく必要がありますので、具体的な利害関係の内容を記載してください。

(3) 御意見は日本語で提出してください。

**4 公表資料及び閲覧方法**

海区漁場計画（素案）及び参考漁場図を県ホームページに掲載し、行政情報センター（県庁1階）及び各総合支庁総合案内窓口にて備え付けます。

**【問い合わせ先】**

農林水産部水産振興課 課長補佐 小佐野 利彦  
電話 023(630)2477

**【報道監】** 農林水産部次長 森谷 健